

手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面)

(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下「契約」)とは、当協会が旅行者(お客様)の委託により、旅行者のために代理・媒介・取次をすることなどにより、旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行代金

(1)「旅行代金」とは、当協会が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当協会所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手続き料金を除きます。)をいいます。

(2)当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当協会の債務の履行は終了します。したがって満員・休業、条件不適當等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当協会がその義務を果たしたときは、お客様は、当協会に対し、当協会所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。

3. 旅行業務取扱料金

■旅行取扱料金(手配旅行契約)

取 扱 料 金	宿泊機関と、運輸機関その他のサービス機関 の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の 20%以内
	宿泊機関・運輸機関その他のサービス機関を 単独で手配する場合	1 手配につき費用の 20%以内 (下限 550 円)

(注)「手配」とは、予約の必要ない発券のみも含みます。

■旅行相談料金(旅行相談契約)

取 扱 料 金	(1) 旅行計画作成のための 相談	基本料金(30 分まで 2,200 円)、以降 30 分ごとに 2,200 円
	(2) 旅行計画の作成	1 件につき 3,300 円
	(3) 旅行に必要な費用見積	1 件につき 3,300 円
	(4) 旅行地及び運送・宿泊	1 件につき 2,200 円

	機関、その他旅行に関する情報提供	
--	------------------	--

お客様のお申し出により旅行中止される場合でも旅行業務取扱料金の払い戻しはいたしません。また、お引渡し前であっても手配の全部または一部が終了している場合は、その割合に応じた旅行業務取扱料金をいただきます。

特別手配・緊急手配を行った場合は、特別通信費としてその実費を申し受けます。

4. 契約の申込み

(1) 契約を申し込もうとするお客様は、当協会所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当協会に提出していただきます。

(2) 当協会と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号等を通知しなければなりません。

(3) (1) の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当協会に支払う金銭の一部として取扱います。

5. 契約締結の拒否

当協会は、次に掲げる場合においては、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当協会の業務上の都合があるとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金にかかる債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できない時。

(3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(4) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断するとき。

6. 契約の成立

(1) 契約は当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

(2) 当協会は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることはなく契約の申し込みを受けることがあります。

(3) 通信規約は(1)の規定にかかわらず、当協会が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4) 当協会は、(1)の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、契約は当協会が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

7. 契約書面

当協会は、お客様と旅行契約を締結したときは、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び、当協会の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。但し、当協会が手配するすべての旅行サービスについて航空券、乗車券、宿泊券、各種バウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがあります。

8. 情報通信の技術を利用する方法

(1)当協会は、あらかじめお客様の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときにお客様に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面、又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、お客様の使用をする通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

(2)前項の場合において、お客様の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当協会の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該お客様の用に供するものに限りします。）に記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認します。

9. 契約内容の変更

(1)お客様は、当協会に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容の変更の求めがあったときは、当協会は可能な限りお客様の求めに応じます。

(2)お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、変更手続き料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加または減少はお客様に帰属するものとします。変更手続き料金における運送・宿泊機関及び観光施設の変更については、当協会所定の取扱料金によります。

10. 契約の解除

(1)お客様はいつでも契約の全部または一部を解除することができます。この場合お客様は既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けてない旅行サービスに係る取消料、違約料その他運送宿泊機関等に対して既に支払、又はこれから支払う費用を負担するほか、当協会に対し当協会所定の取消手続き料金及び当協会が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(2)当協会の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となった時は、契約を解除することができます。

(3)(2)により、旅行開始後に契約が解除されたときは、当協会は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用をお支払いいただきます。この場合において、当協会は、収受した旅行代金からお客様が提供を受けた旅行サービスにかかる費用を控除して払い戻します。

11. 当協会による契約の解除

(1)当協会は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当協会は契約を解除することがあります。

(2)前号により契約が解除されたときはお客様は前項（１）の料金を当協会に支払わなければなりません。

12. 旅行代金の変更

旅行開始前において、運送機関等の運賃・料金の改訂、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、旅行代金を変更することがあります。

13. 旅行代金の精算

(1)当協会は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。

(2)精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、お客様は当協会に対し、その差額を支払わなければなりません、

(3)精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当協会はお客様にその差額を支払います。

14. 団体・グループ手配

当協会は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様（以下、「構成者」といいます。）がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ契約については、以下により取り扱うものとします。

(1)当協会は、お客様が定めた契約責任者が構成者の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後は、契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者と見なします。

(2)当協会は、申込金の支払を受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約責任者に交付する契約書面に記載します。

(3)当協会は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来を負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

(4)契約が締結された場合は、契約責任者は当協会が定める日までに構成者の人数を通知し、

または名簿を当協会に提出しなければなりません。

(5)当協会は、契約責任者から構成者の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成者の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

(6)当協会は、契約責任者からの求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあります。添乗サービスを提供する場合の添乗員のサービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。

15. 当協会の責任及び免責

(1)当協会は、当協会又は当協会の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に通知があった場合に限りします。

(2)次のような場合は、原則として責任を負いません。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等、当協会の関与しえない事由により損害を被ったとき。

(3)当協会は、手荷物について生じた(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当協会に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(4)手配旅行契約において募集型企画旅行約款及び受注型企画旅行約款で定めるところの「旅程管理責任」「旅程保証責任」「特別補償責任」は負いません。

16. お客様の責任

当協会は、お客様の故意または過失により当協会が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

17. 個人情報の取り扱いについて

当協会は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当協会は、①協会及び協会と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

18. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当協会の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

19. 旅行条件の基準日

本旅行条件の基準日は令和8年8月1日現在の運賃、料金を基準としています。

☆手配旅行契約には、募集型・受注型規格旅行と異なり、特別補償規定の適用はありません。ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送料等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。

☆このご旅行に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、下記の旅行業務取扱管理者へご質問ください。

登録番号：香川県知事登録旅行業 地域-285 号 名称：一般社団法人こんぴら観光まちづくり協会 所在地：香川県仲多度郡琴平町榎井 8 6 9－5 電話番号：0877-75-3500 国内旅行業務取扱管理者：石田 哲也
--

旅行実施可能区域：琴平町／善通寺市／三豊市／まんのう町／高松市（高松空港・高松駅。高松築港駅）/岡山市（岡山駅）。